

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 15 年 11 月 4 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。平成 16 年広島県条例第 13 号による一部改正前のもの。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、開示請求人が、平成 15 年 9 月 22 日付け異議申立書を広島県知事（総務企画部行政情報室）宛て提出しているが、その後、全く開示された文書がない事実を踏まえ、当該異議申立書を受理した以降の措置に関する全ての文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 15 年 11 月 18 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 12 月 1 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条及び第 7 条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

### 4 異議申立ての補正

異議申立書の記載内容が不適法であったため、実施機関は平成 16 年 1 月 14 日付けで補正を命令し、異議申立人は、平成 16 年 1 月 19 日付けで補正書を提出した。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書（補正書を含む。）及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 15 年 9 月 22 日付け異議申立書（3 件）を受付けしたにもかかわらず、何も措置していないというのは、常識では考えられないことであり、行政情報室が該当文書を故意に隠匿している疑義があることから、速やかに開示するよう要求する。
- (2) 行政情報室長は、条例第 18 条において規定されている実施機関の責務を無

視し、速やかに広島県情報公開審査会に諮問するための具体的な措置を全くせず、行政不服審査法に基づく不服申立てを放置していたという事実を正当化する弁明をしている。

- (3) また、行政情報室長は、「異議申立人から開示請求書及び異議申立書並びに開示請求に関連した申立書等が繰り返し提出されている。」と、不服申立てを放置していたのは、大量の書類を提出した私に責任があると主張するなど、責任を転嫁する不当な理由説明書を送付してきた。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件異議申立ての内容

本件請求に記載された「平成 15 年 9 月 22 日付け異議申立書」は、同日付けで本件異議申立人から提出された異議申立書のうち、行政情報室に係る次の 3 件（これらを総称して「別件異議申立て」という。）である。

- (1) 自家用車公務使用に関し、県の部署のうち対象行政文書を保有する 3 か所以外からの決定通知書がなかったことについての異議申立て（以下「第 1 事案」という。）
- (2) 平成 15 年 9 月 8 日付け行情第 8 号で行った行政文書部分開示決定（対象文書は、行政文書開示請求に係る不作為についての異議申立てに対する決定についての起案文書）に対する異議申立て（以下「第 2 事案」という。）
- (3) 平成 15 年 8 月 27 日付け行情第 4 号で行った行政文書開示決定（対象文書は、平成 14 年度第 9 回広島県情報公開審査会会議録）に対する異議申立て（以下「第 3 事案」という。）

本件異議申立ては、これらの異議申立書を受理した以降の措置に関する文書を不存在としたことに対するものである。

##### 2 本件対象文書を作成していない理由

- (1) 別件異議申立てを受けてから、本件請求を受けるまでの状況

平成 15 年 7 月以降、異議申立人から大量の開示請求書及び異議申立書並びに開示請求に関連した申立書等が繰り返し提出されている。これらは、1 日数通届くこともまれではなく、とりわけ、別件異議申立てが提出された 9 月 22 日から 9 月 24 日にかけては、開示請求書 9 通、異議申立書 11 通が送付されている。（地域事務所に直接送付されたものも含む。）

このため、条例所管部署である行政情報室は、担当部署の特定、担当部署への通知、手続に関する相談等に連日追われ、到底行政情報室自体への異議申立てに対応する状況になかった。

- (2) 別件異議申立てへの対応について

上記 (1) のような状況であったため、別件異議申立てに対してはしばらく対応できなかったが、いずれも平成 16 年 2 月 16 日に、次のとおり処理した。

###### ア 第 1 事案について

第 1 事案については、広島県知事に不作為はないことが明らかであったので、却下決定を行った。

## イ 第2事案及び第3事案について

第2事案については行情第23号で、第3事案については行情第22号で、広島県情報公開審査会に諮問した。

これらの処理を行うための起案は当然作成しているが、起案を行ったのは、平成16年2月上旬であり、本件請求時点では存在しなかった。また、起案に先だって、それらの取扱いについて検討するための行政文書も作成しなかった。

したがって、本件請求時点では、別件異議申立ての措置に関する行政文書は作成又は取得しておらず、本件対象文書を不存在とした本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求に至る経緯について

本件対象文書は、異議申立人から提出された平成15年9月22日付け異議申立書のうち、行政情報室に係る第1事案、第2事案及び第3事案の3件の異議申立書を受理した以降の措置に関する文書である。

審査会で確認したところ、本件請求に至るまでの経緯は、次のとおりである。

#### (1) 第1事案について

ア 平成15年8月25日付けで、異議申立人から実施機関に行政文書の開示が請求された。

イ アについて、対象行政文書を保有する県の3部署が、平成15年9月8日付けで部分開示決定を行った。

ウ イについて、異議申立人から平成15年9月22日付けで、異議申立てが提起された。

#### (2) 第2事案について

ア 平成15年8月25日付けで、異議申立人から実施機関に行政文書の開示が請求された。

イ アについて、実施機関では、平成15年9月8日付けで部分開示決定を行った。

ウ イについて、異議申立人から平成15年9月22日付けで、異議申立てが提起された。

#### (3) 第3事案について

ア 平成15年8月13日付けで、異議申立人から実施機関に行政文書の開示が請求された。

イ アについて、実施機関では、平成15年8月27日付けで開示決定を行った。

ウ イについて、異議申立人から平成15年9月22日付けで、異議申立てが提起された。

### 2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、「異議申立書を受付したにもかかわらず、何も措置をしていないというのは、常識では考えられないことであり、行政情報室が該当文書を故意に隠匿している疑義がある」旨主張する。

一方、実施機関は、平成15年7月以降、異議申立人から大量の開示請求書等

が提出されており、別件異議申立てに対して、しばらく対応できなかったが、平成 16 年 2 月 16 日に処理したため、本件請求時点では、本件対象文書は存在しなかった旨説明する。

当審査会が実施機関に確認したところ、別件異議申立てが提出された平成 15 年 9 月 22 日から本件請求を受ける同年 11 月 4 日までに、異議申立人から開示請求書 22 通、異議申立書 14 通が送付されていることが認められた。このため、「条例所管部署である行政情報室は、担当部署の特定、担当部署への通知、手続に関する相談等に連日追われ、到底行政情報室自体への異議申立てに対応する状況になかった」という実施機関の説明が不合理であるとは判断できない。

また、当審査会は、実施機関が、第 1 事案については、平成 16 年 2 月 5 日に却下の起案をし、同月 16 日に施行したこと、第 2 事案及び第 3 事案については、平成 16 年 2 月 9 日に広島県情報公開審査会に諮問する起案をし、同月 16 日に施行したことを確認した。このことから、実施機関が、本件請求時点で別件異議申立ての処理を行うための起案文書を作成していなかったことは明らかである。

さらに、「条例所管部署である行政情報室は（略）到底行政情報室自体への異議申立てに対応する状況になかった」のであるから、別件異議申立ての処理を行うための起案に先だって、「それらの取扱いについて検討するための行政文書も作成しなかった」という実施機関の説明が不自然であるとは判断できない。

したがって、本件対象文書を作成又は取得していないため、不存在を理由として不開示とした本件処分は妥当である。

### **3 異議申立人のその他の主張**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第 6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 16	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
16. 12. 1	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
16. 12. 10	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17. 3. 1	・ 異議申立人から意見書を収受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 6. 26 (平成 24 年度第 3 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 7. 27 (平成 24 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授